

食 第 3 1 2 4 号
令和 3 年 1 月 1 2 日

公益社団法人日本中国料理協会大阪支部 様

大阪府知事 吉村 洋文

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

大阪府においては、感染の急拡大や医療体制の逼迫状況を踏まえ、1月9日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。）に基づく「緊急事態措置を実施すべき区域」に大阪府全域を追加するよう、国に要請しました。

これを受け、国においては、1月13日、本府を「緊急事態措置を実施すべき区域」として追加される見込みとなっております。

1月12日、第35回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、レッドステージ2に移行するとともに、国の緊急事態宣言の基本的対処方針に基づき、特措法第24条第9項（「緊急事態措置を実施すべき区域」に本府追加後は、法第45条第1項）により、府民に対し、不要不急の外出・移動、特に20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを要請することといたしました。

また、イベントについても、人数上限5,000人以下かつ収容率50%以下等での開催を要請するとともに、大阪府全域の飲食店等に対し、営業時間短縮を要請することとしました。

つきましては、本会議で決定された下記要請内容についてご理解・ご協力をいただくとともに、貴団体（社）内でのご周知についてご協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

記

- ・20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること
- ・「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること
出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること
- ・新年の挨拶回り、新年会・賀詞交歓会、及びこれに類するものは、飲食につながるため、自粛すること

別添資料1 レッドステージ（非常事態）の対応方針に基づく要請

問い合わせ先	代表 06-6941-0351
本通知について	生活衛生室食の安全推進課 門脇、高橋（内線 2561）
上記要請について	災害対策課 竹本、矢ヶ部（内線 4947、4948）